

総合物流施策推進プログラムに掲げる取組に関する 実施状況の検証と同プログラムの見直しについて

国土交通省 物流政策課
国土交通省 道路局企画課道路経済調査室
経済産業省 商務・サービスグループ物流企画室
平成31年3月

1. 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証について

【総合物流施策推進プログラムについて】

- 総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)(平成29年7月28日閣議決定)に基づき、大綱の6つの視点それぞれについて**今後推進すべき具体的な物流施策をとりまとめた施策集**
- **総合物流施策推進会議(関係局長等)**により構成)により決定

【総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証について】

- 「総合物流施策大綱(2017-2020)」(平成29年7月28日閣議決定)に基づき、今後推進すべき具体的施策を取りまとめた「総合物流施策推進プログラム」(以下「プログラム」という。)については、「**PDCA方式により進捗管理を行うとともに、施策の検証を通して必要な修正を行うことにより、予定する効果が発揮されるようにしていく**」こととされている。
- **全99施策**について、策定後約1年間の取組の実施状況の検証を行い、各施策とも**プログラムに従い、概ね着実に実施**されていることを確認。
詳細は「総合物流施策推進プログラムに掲げる取組に関する実施状況(平成31年3月28日)」のとおり。
- 取組内容や工程に変更が必要な施策については、関係団体からの御意見も踏まえ、**プログラムを改定**し、最新の状況を反映。また、新たに**7施策を追加**。
詳細は「総合物流施策推進プログラム(平成31年3月28日改定版)」のとおり。

総合物流施策推進プログラム 構成 ※大綱本体と同構成

<革命的に変化する>

[5]新技術(IoT、BD、AI等)の活用による“物流革命”

＋
物流分野での新技術を活用した新規産業の創出

- (1) IoT、BD、AI等の活用によるサプライチェーン全体最適化の促進等
- (2) 隊列走行及び自動運転による運送の効率化
- (3) ドローンの活用
- (4) 物流施設の自動化・機械化
- (5) 船舶のIoT化・自動運航船

<繋がる>

[1]サプライチェーン全体の効率化・価値創造に資するとともにそれ自体が高い付加価値を生み出す物流への変革～競争から共創へ～

- (1) 連携・協働による物流の効率化
- (2) 連携・協働を円滑化するための環境整備
- (3) アジアを中心としたサプライチェーンのシームレス化・高付加価値化

<見える>

[2]物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現

- (1) サービスと対価との関係の明確化
- (2) 透明性を高めるための環境整備を進める
- (3) 付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換

<支える>

[3]ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現 ～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～

- (1) モーダルコネクタの強化等による輸送効率向上
- (2) 道路・海上・航空・鉄道の機能強化
- (3) 物流施設の機能強化
- (4) 物流を考慮した地域づくり

<備える>

[4]災害等のリスク・地球環境問題に対応する持続可能な物流の構築

- (1) 災害等のリスクに備える
- (2) 地球環境問題に備える

<育てる>

[6]人材の確保・育成
＋
物流への理解を深めるための国民への啓発活動等

- (1) 物流現場の多様な人材の確保や高度化する物流システムのマネジメントを行う人材の育成等
- (2) 物流に対する理解を深めるための啓発活動

物流事業の労働生産性を将来的に**全産業平均並み**に引き上げることを目指して、**2020年度までに2割程度向上**

II. 総合物流施策推進プログラムの見直しについて①

【プログラムに追加する施策】

(1) 港湾の完全電子化の推進

- 国内港湾における港湾情報や貿易手続き情報などを取り扱う港湾関連データ連携基盤を構築するとともに、港湾をとりまく諸手続き・取引について電子化、データ連携を標準とする事業環境を形成し、必要なセキュリティ及び情報の秘匿性の確保を行いつつ、あらゆる事業者が情報を柔軟に利活用できる環境を構築することにより、港湾物流の生産性向上、国際競争力向上、ひいては港湾行政の効率化や災害対応力の向上に取り組む。

(2) 「ホワイト物流」国民運動の展開

- 「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において平成30年5月に取りまとめられた「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」のうち「「ホワイト物流」の実現」について、トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、②女性や高年齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動を関係者が連携し、強力に推進する。

(3) ホワイト経営の「見える化」

- 「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において平成30年5月に取りまとめられた「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」のうち「ホワイト経営の『見える化』」について、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者（「ホワイト経営」に取り組む事業者）の認証制度を創設する。

II. 総合物流施策推進プログラムの見直しについて②

(4) 荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組の推進

- 「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において平成30年5月に取りまとめられた「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」のうち「荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組の推進」について、荷待ち時間の発生件数が多い輸送分野において、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携し、サプライチェーン全体で改善策を検討する。

(5) トラック運送業における女性等多様な人材の確保に向けた環境整備

- 女性ドライバー等を含めた多様な人材を確保するため、女性等が運転しやすいトラックのあり方の検討、女性ドライバー等に関する情報発信等により、多様な人材が働きやすい環境を整備する。

(6) 空港の防災・減災対策

- 「全国主要空港における大規模自然対策に関する検討委員会」の検討内容を踏まえ、航空輸送上重要な空港等の電源設備や滑走路等の浸水対策、耐震対策、及び各空港BCPの再構築を推進し、航空旅客の輸送のみならず物流も含めた航空ネットワークの維持を図る。

(7) 物流・商流情報の見える化と物流・商流データプラットフォームの構築

- 物流・商流に関するデータの基盤構築、他分野データ基盤との連携、物流分野の自動化等により、物流の生産性向上・高付加価値化とサプライチェーン全体の効率化を図る。

III. 関係団体からの御意見への対応について①

※意見総数36件より抜粋

意見対象施策	関係団体からのおもな御意見	関係省庁のおもな対応
<ul style="list-style-type: none"> ・NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進 ・港湾の電子化の推進 	<p>「NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進」は「港湾の電子化の推進」の前段階となるのではないか。2施策の関係性等を明記すべきである。</p> <p>「NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進」及び「港湾の電子化の推進」の2つの施策は連動して取り込まれるものと了解するが、担当省庁が異なっている為、しっかりとした連携を確認頂きたい。</p>	<p>総合物流施策推進プログラムに掲げる取組に関する実施状況P.13「NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進」において、「課題及び今後の対応の方向性」に反映します。</p> <p>ご指摘のとおり、2つのシステムの効果的な連携について検討を進めて参ります。</p>
<p>物流ネットワークの強化</p>	<p>高規格幹線道路の整備も重要だが、貨物ボリュームを集めるような施策も必要であり、連結性とともな施策が明確になるように関連項番を記載いただきたい。</p>	<p>総合物流施策推進プログラムに掲げる取組に関する実施状況P.57 施策番号3.(2)2)ア「国際コンテナ戦略港湾政策」において、戦略港湾への集貨事業を行っております。</p>
<p>災害に強い物流システムの構築</p>	<p>関空等が被災した場合、航空物流の機能低下を最小限に留め早期復旧を図る施策の検討、を加えることを提案します。</p>	<p>「全国主要空港における大規模自然対策に関する検討委員会」の検討内容を踏まえ、いただいた意見を参考に、プログラムに「空港の防災・減災対策」を追加します。</p>

III. 関係団体からの御意見への対応について②

※意見総数36件より抜粋

意見対象施策	関係団体からのおもな御意見	関係省庁のおもな対応
KS/RA制度の効率的実施	<p>AEO制度との調和のみならず、爆発物検査に係る工数や費用・非効率性を含めた事業者の物理的な負担を軽減できるように、空港内でのX線検査装置の導入等を検討頂き、物流の効率化にもつなげて頂きたい。</p>	<p>我が国の物流において、サプライチェーンの上流部分で安全確認を行うことが最も物流に負荷が少ないと考えておりますが、頂いたご意見は中長期的課題として検討いたします。</p>
	<p>AEO制度だけでなく、NACCSとも連携する旨を追記していただきたい。</p>	<p>航空保安に係る書類の電子化については、国際的に調和の取れた制度とする必要があることから、国連の特別機関であるICAOや国際的な航空運送事業者団体であるIATA等での検討・導入状況を踏まえつつ、例示頂いたNACCSの利用も含め本邦への導入を検討して参ります。</p>
	<p>新KS/RA制度の導入から6年以上経った現在、ガイドライン、運用方法について関係者で集中的にレビューする必要がある。</p>	<p>ガイドライン、運用方法のレビューは前向きに検討いたします。</p>
2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける対応	<p>関係省庁との連携だけでなく、東京都との連携を含め、要望事項等の共有、課題解決に向けた会議体等の発足を要望する。</p>	<p>国土交通省と東京都等との更なる情報共有のために、平成31年3月より担当者間における連絡会議を発足。今後も引き続き東京都等との情報連携を密に実施して参ります。</p>
	<p>荷主企業の検討を進めるためにも、交通規制情報や東京港に代えて首都圏で利用しうる港湾施設などの情報提供・検討してほしい。</p>	<p>交通規制情報を含め交通需要マネジメント(TDM)や交通システムマネジメント(TSM)に関する情報については、早期の情報共有を東京都、大会組織委員会に依頼しているところであり、情報が次第、業界団体等を通じて事業者にも周知するよう努めます。</p>

IV. 施策のさらなる強化について

- 総合物流施策大綱(2017-2020)及びプログラムの策定以降も、物流を取り巻く状況は絶えず変化しており、これらを背景に、物流分野においても、働き方改革などの労働環境の改善に向けた取組や新技術の活用、関係者の連携による物流効率化など、様々な施策を通じて経済社会の変革に適時適切に対応していくことが求められている。
- このため、今回のプログラムの見直しに際しても、プログラムに新たな施策を追加する等、新たな政策課題への対応を盛り込んだところである。
- 今後も物流を巡る環境はますます変化すると考えられ、このような中で、我が国の経済及び国民生活を支える物流が持続的にその機能を発揮するためには、状況の変化に適切に対応した取組が特に重要となってくるものと考えられる。
- 引き続き、プログラムの適時適切な見直し等を行いつつ、本プログラムの目標である物流事業の労働生産性の2割向上に向け、関係省庁や荷主、物流事業者等との連携を行いながら、各施策を強力に推進する。

(参考)総合物流施策推進会議について

会議設置趣旨

関係省庁相互の緊密な連携を図り、「総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)」(平成29年7月28日閣議決定)に基づき、物流施策の総合的かつ一体的な推進を図るために設置

総合物流施策推進会議（関係局長等により構成）

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房総括審議官

公正取引委員会経済取引局取引部長

警察庁交通局長

総務省大臣官房総括審議官

外務省経済局長

財務省関税局長

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官

農林水産省食料産業局長

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

国土交通省大臣官房物流審議官

国土交通省道路局長

環境省水・大気環境局長

事務局

国土交通省 総合政策局(物流審議官部門) ・ 道路局

経済産業省 商務情報政策局(商務・サービスグループ)